第4編　国土強靭化

第1章　国土強靭化の概要

第2章　脆弱性の評価

第3章　強靭化に向けた取組

第4編　国土強靭化

第1章　国土強靭化の概要

第1節　国土強靭化の背景

国土強靭化とは、東日本大震災から得られた教訓を踏まえて、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策、産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものであります。

国では「国土強靭化基本計画」を、県では「静岡県国土強靭化地域計画」を策定し、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を目指しています。

本町においても、本計画で定める基本目標を国土強靭化に関する指針とし、強くしなやかな地域づくりを推進します。

第2節　強靭化を推進する上での考え方

基本構想である「「ふるさと」と言いたくなる夕陽のまち」を強靭化する上で、次に示す「国土強靭化基本計画」との調和を図った４つの基本的な考え方に基づき、町の強靭化を推進します。

本町の強靭化のための基本的な考え方

① 人命の保護が最大限図られること

② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

第2章　脆弱性の評価

第1節　評価の手順

「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第６版）」（令和元年６月内閣官房国土強靭化推進室）を参考に計画を策定します。

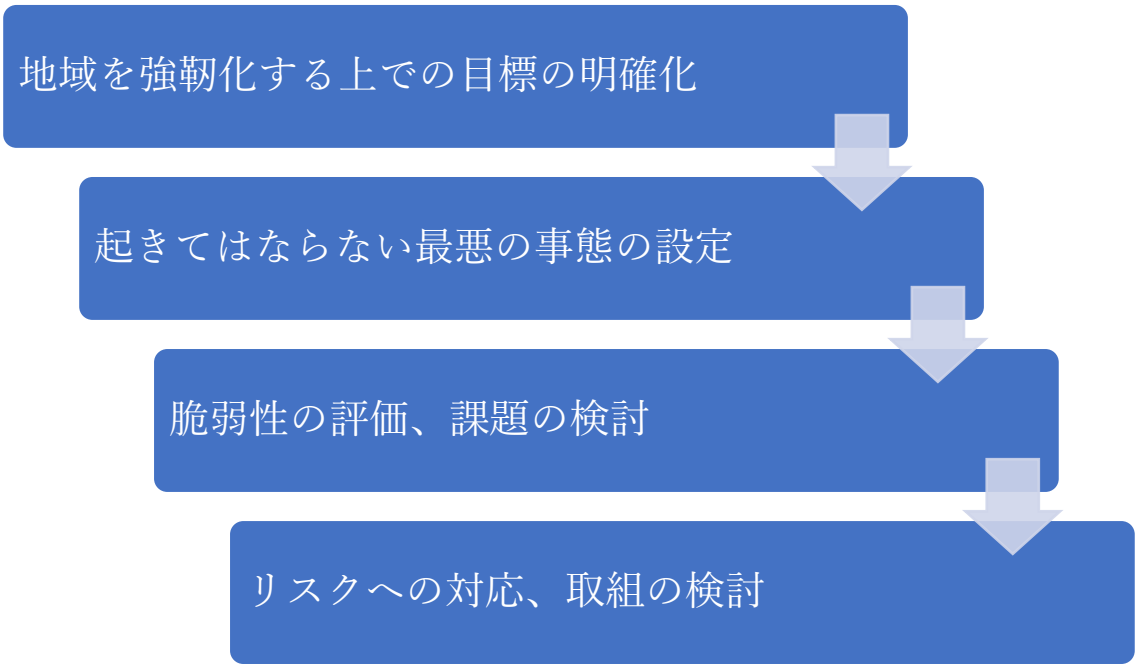

第2節　対象とする災害

本町の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」を中心とし、風水害や高潮、土砂災害などを含めた大規模自然災害を対象とします。

第3節　「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靭化基本計画」及び「静岡県国土強靭化地域計画」との調和を図り、４つの基本的な考え方に基づき、９つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 33 の「起きてはならない最悪の事態」を本町の特性を踏まえたものとして次のとおり設定しました。

≪「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」一覧≫

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止
	5-4	食料の安定供給の停滞

６　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期にわたる供給停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-5	被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
７　制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
８　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
９　防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

第5節　脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価を行い、９つの「事前に備えるべき目標」ごとにまとめました。

事前に備えるべき目標
1　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態
1-1　地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2　広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4　大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-5　情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事態	評価結果
1-1	住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守ることに加え、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対策や復興における地域全体の負担を軽減する効果があるため、早急に進める必要がある。また、人口減少により空き家が増えているため、空き家の適正管理を含めた有効活用を進める必要がある。
1-1	高齢化が進んでいる現状から要配慮者等利用施設についても耐震化を促進する必要がある。
1-1	安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と障害物となる危険性があるブロック塀等の撤去・改善を促進する必要がある。
1-1	同時多発する火災等に備え、地域の消防力を強化するため、消防団施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。
1-2	県の第４次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波（レベル２）により、多数の人的被害が見込まれる。この想定に基づき、町の津波避難計画や住民の津波避難行動ルールブックを充実させるとともに、津波避難施設等の整備により津波避難困難区域の解消を図る必要がある。
1-2	要配慮者等利用施設の避難マニュアル等を点検、見直しを行い、利用者の確実な避難行動を促進する必要がある。
1-3	水位周知河川である仁科川や氾濫した際に大きな被害が想定される安良里浜川、宇久須川については河川整備の要望を、未改修の河川については治水対策を実施する必要がある。

1-3	洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域における洪水ハザードマップの作成や関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムライン（事前防災行動計画）の策定に取り組む必要がある。
1-3	浸水想定区域内にある要配慮者等利用施設における避難行動計画の策定を促進する必要がある。
1-4	従来からの施設整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、引き続き進めていく必要がある。
1-4	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内においては、警戒避難体制の整備や地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施、タイムラインの策定などソフト対策に努める必要がある。
1-4	土砂災害警戒区域内にある要配慮者等利用施設における避難行動計画の策定を促進する必要がある。
1-4	森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、後継者の確保を図りつつ、森林整備や保全活動を推進する必要がある。
1-5	住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（L アラート）や緊急速報メール・エリアメール、西伊豆町メール配信サービスなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。
1-5	津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。このため、防災講演会の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、学校における実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。
1-5	地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、住民参加型の避難所運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用や小・中学生の地域の防災活動への参画等を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標
2　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
起きてはならない最悪の事態
2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3　警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動の絶対的不足
2-4　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5　想定を超える大量かつ長期の観光客への水・食料等の供給不足
2-6　医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7　被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8　避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
2-9　緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

事態	評価結果
2-1	大規模地震災害等に備え、町による食料等の緊急物資の備蓄を進めるとともに、自主防災組織に対して３日以上の食料、飲料水の備蓄を呼び掛けているが、家庭での備蓄等については不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法（ローリングストック）の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。また、学校においても、児童・生徒を保護者へ引き渡しできず学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を進める必要がある。
2-1	食料や物資の受入や流通について、町内民間団体等との連携体制を強化する必要がある。
2-1	水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。
2-2	山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
2-2	道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの離発着場の整備を行う必要がある。
2-3	災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している自治体と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

2-3	超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織、消防団を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する必要がある。
2-4	災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関への発電機の貸し出しや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。
2-4	エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。
2-4	道路閉塞によりガソリン等燃料の長期途絶に備える必要があるが、町内のガソリンスタンドは全て津波浸水想定区域内に位置しているため、区域外への貯蔵や新たなスタンドの整備などが必要である。
2-5	大規模地震発生時等においては、帰宅困難者を極力発生させないため、観光施設や宿泊施設においては、当面の間、その施設内に観光客を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。
2-6	救護所の開設や災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入による治療実施体制など、町医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。
2-6	災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関への発電機の貸し出しや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。
2-7	感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
2-7	遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体措置計画の策定や広域火葬体制の整備を図る必要がある。
2-8	避難所の安全確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、非常用の電源確保など推進する必要がある。
2-8	避難対象者に対して、避難所収容可能人数が不足していることから、新たな避難所の確保や民間宿泊施設との連携を図る必要がある。
2-8	行政職員が避難所を運営する場合、被災後速やかな開設や長期的な運営が困難となることから、地域が主体となった避難所運営体制の構築や資機材の整備が必要である。
2-8	社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者や障碍者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）が避難可能な福祉避難所の設置や運営マニュアルの策定を促進する必要がある。
2-9	緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

2-9	山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
2-9	緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により資機材や作業車両の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
2-9	道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。
2-9	道路閉塞によりガソリン等燃料の長期途絶に備える必要があるが、町内のガソリンスタンドは全て津波浸水想定区域内に位置しているため、区域外への貯蔵や新たなスタンドの整備などが必要である。

事前に備えるべき目標
3　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態
3-1　県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事態	評価結果
3-1	町の防災拠点となる公共施設については、耐震化が完了しているものの、津波浸水区域内にある施設について、安全性を確保する必要がある。また、必要な機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。
3-1	町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。
3-1	危機対策にあたる要員だけでなく、職員全体に対し、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

事前に備えるべき目標
4　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
起きてはならない最悪の事態
4-1　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事態	評価結果
4-1	電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保するとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。
4-2	テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、同報無線設備等の整備のほか、災害情報共有システム（L アラート）や緊急速報・エリアメールの活用を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標
５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態
5-1　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
5-2　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3　基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止
5-4　食料の安定供給の停滞

事態	評価結果
5-1	大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県 BCP モデルプランの周知を図り策定を促進するとともに、町内事業者間の連携強化を図る必要がある。
5-2	エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。
5-2	道路閉塞によりガソリン等燃料の長期途絶に備える必要があるが、町内のガソリンスタンドは全て津波浸水想定区域内に位置しているため、区域外への貯蔵や新たなスタンドの整備などが必要である。
5-3	緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。
5-3	山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
5-3	緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により資機材や作業車両の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
5-3	道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。
5-4	農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた対策の適切な推進を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標
6　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態
6-1　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
6-2　上水道等の長期にわたる供給停止
6-3　地域交通ネットワークが分断する事態
6-4　応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
6-5　被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生

事態	評価結果
6-1	太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。
6-1	エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。
6-1	道路閉塞によりガソリン等燃料の長期途絶に備える必要があるが、町内のガソリンスタンドは全て津波浸水想定区域内に位置しているため、区域外への貯蔵や新たなスタンドの整備などが必要である。
6-2	水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。
6-2	給水タンクや給水袋など、応急給水体制の確保を推進する必要がある。
6-3	山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
6-3	緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。
6-3	緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により資機材や作業車両の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
6-3	道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要

	に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。
6-4	被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。
6-5	避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図る必要がある。
6-5	遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体措置計画の策定や広域火葬体制の整備を図る必要がある。

事前に備えるべき目標
7　制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態
7-1　風評被害等による地域経済等への甚大な影響

事態	評価結果
7-1	災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、地物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

事前に備えるべき目標
８　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態
8-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4　被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
8-5　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事態	評価結果
8-1	県の第４次被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画の見直しを促進する必要がある。
8-2	地域のコミュニティにおいて、防災力だけでなく地域活力の充実・強化も図る必要がある。このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材育成・活用などの取組を推進する。
8-3	広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める必要がある。
8-3	農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。
8-4	生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討しておく必要がある。
8-4	事業所の事業活動の維持を図るため、平時からの企業振興を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
8-4	被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。
8-5	公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、持続的な発展や新たな担い手確保を目指し、町外の関係人口の獲得や移住・定住を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標
９　防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
起きてはならない最悪の事態
9-1　企業・住民の流出等による地域活力の低下

事態	評価結果
9-1	町外への人口流出が進む中、地域の活力低下を防ぐために、事業者の魅力創出を図り町内就職者を増加させるとともに、大規模災害に係る復旧・復興を事前に見据えた、安全・安心な地域づくりを行う必要がある。
9-1	沿岸地域に多くの人口や資産、重要輸送路等が集中しており、大津波に対して脆弱である。このため、沿岸部においては、防災・減災対策を最優先としながら、地域資源を活用した産業振興を進める必要がある。
9-1	高齢化率が高い中、高齢者が地域活力の要となるため、健康づくりや住民が参加したまちづくりを進めていく必要がある。

第3章　強靭化に向けた取組

第1節　強靭化の推進に向けた基本目標の設定

　第２章で行った脆弱性の評価に基づき、これを回避するために取り組むべき施策を、本計画の６つの基本目標ごとに設定します。

第2節　各基本目標の強靭化に向けた取組

　本計画の基本目標における政策と脆弱性の評価で示した 33 の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次のとおり整理しました。

起きてはならない最悪の事態 × 分野別計画				大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる				
				1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
基本目標		政策	施策	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
産業・観光・定住	豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	観光業の振興	観光業の振興					
		農林水産業の振興	農業の振興					
			林業の振興				●	
			漁業の振興					
			農林水産物の流通、消費対策の推進					
		商工業の振興	中小企業の振興					
		雇用・就労環境の充実	魅力ある雇用の場の確保	●				
		移住・定住の促進	交流人口・関係人口の獲得					
			移住・定住の支援	●				
教育・文化	夢を語れる人を育むまちづくり	教育環境の充実	教育環境の整備	●	●			●
			確かな学力の育成					
			国際教育の推進					
			学びのセーフティネットの構築					
		社会教育活動の推進	文化・芸術、スポーツ活動の充実					
			地域学習の充実					●
防災・安全	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	危機管理体制の強化	危機管理体制の強化					●
		防災・減災対策の強化	防災・減災対策の強化	●	●	●	●	●
		消防体制及び施設等の強化	消防体制及び施設等の強化	●	●			
		防犯・交通安全対策の充実	防犯・交通安全対策の強化					
			消費者被害の防止					
健康・福祉	地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	健幸づくりの推進	健幸づくり事業の推進					
		社会福祉の充実	高齢者支援体制の促進	●	●	●	●	
			安心して生活できる障がい者福祉の充実					
		子育て支援の充実	母子保健対策の充実					
			保育・子育て環境の整備（充実）					
			子どものセーフティネットの推進					
暮らし・環境	快適な生活ができるまちづくり	公共交通基盤の整備	道路整備の推進	●				
			地域公共交通の維持					
		快適な生活環境の整備	上水道施設の維持・整備					
			多様な媒体を活用した情報発信の充実					●
		清潔な生活空間の創出	ゴミ減量化と環境保全の推進					
			新たな斎場の整備					
		自然の保全と活用	温泉資源の活用と施設整備					
行財政	住民と行政が一体となったまちづくり	住民参加の促進	持続可能な地域経営					
			男女共同参画の推進					
		行政サービスの向上	身近な行政サービスの推進					
		健全な行財政	健全な行財政					
			ふるさと納税の取組み					
		公有財産の適正管理	公有財産の適正管理					

起きてはならない最悪の事態 × 分野別計画				大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる								
				2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態	2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
基本目標	政策	施策										
産業・観光・定住	豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	観光業の振興	観光業の振興					●				
		農林水産業の振興	農業の振興		●							●
			林業の振興		●							●
			漁業の振興									
			農林水産物の流通、消費対策の推進	●								
		商工業の振興	中小企業の振興									
		雇用・就労環境の充実	魅力ある雇用の場の確保									
		移住・定住の促進	交流人口・関係人口の獲得			●						
			移住・定住の支援									
教育・文化	夢を語れる人を育むまちづくり	教育環境の充実	教育環境の整備	●								
			確かな学力の育成									
			国際教育の推進									
			学びのセーフティネットの構築									
		社会教育活動の推進	文化・芸術、スポーツ活動の充実									
			地域学習の充実									
防災・安全	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	危機管理体制の強化	危機管理体制の強化	●		●	●	●	●		●	●
		防災・減災対策の強化	防災・減災対策の強化	●	●	●					●	●
		消防体制及び施設等の強化	消防体制及び施設等の強化			●						
		防犯・交通安全対策の充実	防犯・交通安全対策の強化									
			消費者被害の防止									
健康・福祉	地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	健幸づくりの推進	健幸づくり事業の推進							●		
		社会福祉の充実	高齢者支援体制の促進								●	
			安心して生活できる障がい者福祉の充実									
		子育て支援の充実	母子保健対策の充実									
			保育・子育て環境の整備（充実）									
			子どものセーフティネットの推進									
暮らし・環境	快適な生活ができるまちづくり	公共交通基盤の整備	道路整備の推進		●							●
			地域公共交通の維持									
		快適な生活環境の整備	上水道施設の維持・整備	●								
			多様な媒体を活用した情報発信の充実									
		清潔な生活空間の創出	ゴミ減量化と環境保全の推進							●		
			新たな斎場の整備							●		
		自然の保全と活用	温泉資源の活用と施設整備									
行財政	住民と行政が一体となったまちづくり	住民参加の促進	持続可能な地域経営									
			男女共同参画の推進									
		行政サービスの向上	身近な行政サービスの推進									
		健全な行財政	健全な行財政									
			ふるさと納税の取組み									
		公有財産の適正管理	公有財産の適正管理									

起きてはならない最悪の事態 × 分野別計画				大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			
				3-1	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4
基本目標		政策	施策	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止	食料の安定供給の停滞
産業・観光・定住	豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	観光業の振興	観光業の振興							
		農林水産業の振興	農業の振興						●	●
			林業の振興						●	●
			漁業の振興							
			農林水産物の流通、消費対策の推進				●			
		商工業の振興	中小企業の振興							
		雇用・就労環境の充実	魅力ある雇用の場の確保							
		移住・定住の促進	交流人口・関係人口の獲得							
			移住・定住の支援							
教育・文化	夢を語れる人を育むまちづくり	教育環境の充実	教育環境の整備							●
			確かな学力の育成							
			国際教育の推進							
			学びのセーフティネットの構築							
		社会教育活動の推進	文化・芸術、スポーツ活動の充実							
			地域学習の充実							
防災・安全	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	危機管理体制の強化	危機管理体制の強化	●		●		●	●	
		防災・減災対策の強化	防災・減災対策の強化						●	
		消防体制及び施設等の強化	消防体制及び施設等の強化							
		防犯・交通安全対策の充実	防犯・交通安全対策の強化							
			消費者被害の防止							
健康・福祉	地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	健幸づくりの推進	健幸づくり事業の推進							
		社会福祉の充実	高齢者支援体制の促進							
			安心して生活できる障がい者福祉の充実							
		子育て支援の充実	母子保健対策の充実							
			保育・子育て環境の整備（充実）							
			子どものセーフティネットの推進							
暮らし・環境	快適な生活ができるまちづくり	公共交通基盤の整備	道路整備の推進						●	
			地域公共交通の維持							
		快適な生活環境の整備	上水道施設の維持・整備							
			多様な媒体を活用した情報発信の充実			●				
		清潔な生活空間の創出	ゴミ減量化と環境保全の推進	●	●					
			新たな斎場の整備							
		自然の保全と活用	温泉資源の活用と施設整備							
行財政	住民と行政が一体となったまちづくり	住民参加の促進	持続可能な地域経営	●						
			男女共同参画の推進							
		行政サービスの向上	身近な行政サービスの推進	●						
		健全な行財政	健全な行財政							
			ふるさと納税の取組み							
		公有財産の適正管理	公有財産の適正管理	●	●					

起きてはならない最悪の事態 × 分野別計画				大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る					制御不能な二次災害を発生させない
				6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	7-1
基本目標		政策	施策	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	上水道等の長期にわたる供給停止	地域交通ネットワークが分断する事態	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化	被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
産業・観光・定住	豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	観光業の振興	観光業の振興						●
		農林水産業の振興	農業の振興			●			
			林業の振興			●			
			漁業の振興						
			農林水産物の流通、消費対策の推進						●
		商工業の振興	中小企業の振興						●
		雇用・就労環境の充実	魅力ある雇用の場の確保						
		移住・定住の促進	交流人口・関係人口の獲得						
			移住・定住の支援						
教育・文化	夢を語れる人を育むまちづくり	教育環境の充実	教育環境の整備						
			確かな学力の育成						
			国際教育の推進						
			学びのセーフティネットの構築						
		社会教育活動の推進	文化・芸術、スポーツ活動の充実						
			地域学習の充実						
防災・安全	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	危機管理体制の強化	危機管理体制の強化	●		●	●	●	
		防災・減災対策の強化	防災・減災対策の強化			●			
		消防体制及び施設等の強化	消防体制及び施設等の強化						
		防犯・交通安全対策の充実	防犯・交通安全対策の強化						
			消費者被害の防止						
健康・福祉	地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	健幸づくりの推進	健幸づくり事業の推進						
		社会福祉の充実	高齢者支援体制の促進						
			安心して生活できる障がい者福祉の充実						
		子育て支援の充実	母子保健対策の充実						
			保育・子育て環境の整備（充実）						
			子どものセーフティネットの推進						
暮らし・環境	快適な生活ができるまちづくり	公共交通基盤の整備	道路整備の推進			●			
			地域公共交通の維持						
		快適な生活環境の整備	上水道施設の維持・整備		●				
			多様な媒体を活用した情報発信の充実						●
		清潔な生活空間の創出	ゴミ減量化と環境保全の推進	●					
			新たな斎場の整備					●	
		自然の保全と活用	温泉資源の活用と施設整備						
行財政	住民と行政が一体となったまちづくり	住民参加の促進	持続可能な地域経営						
			男女共同参画の推進						
		行政サービスの向上	身近な行政サービスの推進						
		健全な行財政	健全な行財政						
			ふるさと納税の取組み						
		公有財産の適正管理	公有財産の適正管理						

起きてはならない最悪の事態 × 分野別計画				大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
				8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	9-1
基本目標		政策	施策	大量に発生する災害廃業物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	企業・住民の流出等による地域活力の低下
産業・観光・定住	豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	観光業の振興	観光業の振興						
		農林水産業の振興	農業の振興			●			
			林業の振興						
			漁業の振興						●
			農林水産物の流通、消費対策の推進				●		
		商工業の振興	中小企業の振興				●		
		雇用・就労環境の充実	魅力ある雇用の場の確保				●	●	●
		移住・定住の促進	交流人口・関係人口の獲得						
			移住・定住の支援					●	●
教育・文化	夢を語れる人を育むまちづくり	教育環境の充実	教育環境の整備		●				
			確かな学力の育成						
			国際教育の推進						
			学びのセーフティネットの構築						
		社会教育活動の推進	文化・芸術、スポーツ活動の充実						
			地域学習の充実		●				
防災・安全	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	危機管理体制の強化	危機管理体制の強化				●	●	●
		防災・減災対策の強化	防災・減災対策の強化		●	●			
		消防体制及び施設等の強化	消防体制及び施設等の強化		●				
		防犯・交通安全対策の充実	防犯・交通安全対策の強化		●				
			消費者被害の防止						
健康・福祉	地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	健幸づくりの推進	健幸づくり事業の推進						●
		社会福祉の充実	高齢者支援体制の促進						●
			安心して生活できる障がい者福祉の充実						
		子育て支援の充実	母子保健対策の充実						
			保育・子育て環境の整備（充実）						
			子どものセーフティネットの推進						
暮らし・環境	快適な生活ができるまちづくり	公共交通基盤の整備	道路整備の推進						
			地域公共交通の維持						
		快適な生活環境の整備	上水道施設の維持・整備						
			多様な媒体を活用した情報発信の充実						
		清潔な生活空間の創出	ゴミ減量化と環境保全の推進	●					
			新たな斎場の整備						
		自然の保全と活用	温泉資源の活用と施設整備						
行財政	住民と行政が一体となったまちづくり	住民参加の促進	持続可能な地域経営		●				●
			男女共同参画の推進		●				
		行政サービスの向上	身近な行政サービスの推進						
		健全な行財政	健全な行財政						
			ふるさと納税の取組み						
		公有財産の適正管理	公有財産の適正管理						

第3節　計画の見直し

本計画は、国土強靭化やまちづくりに係る町の他の計画等の指針となるべきものであり、他の計画を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものです。

そのためにも、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況、基となる「国土強靭化基本計画」の見直し等を考慮しながら、５年ごとに見直しを行います。

また、それ以前においても、必要に応じて変更の検討を行います。